

外郭団体に関する特別委員会資料

令和3年11月16日

令和3年度

一般財団法人 神戸市水道サービス公社 事業概要

水 道 局

目 次

	ページ
I 公 社 設 立 の 趣 旨	1
II 公 社 の 概 要	1
1. 名 称	1
2. 所 在 地	1
3. 設 立 年 月 日	1
4. 出 資 金	1
5. 機 構	1
6. 役 職 員 数	2
7. 評 議 員 及 び 役 員	2
III 定 款	3
IV 令 和 2 年 度 事 業 報 告	8
1. 事 業 報 告	8
2. 正 味 財 産 増 減 計 算 書	10
3. 貸 借 対 照 表	11
4. 財 産 目 録	12
5. 収 入 明 細 書	13
6. 支 出 明 細 書	13
7. 事 業 別 収 支	13
8. 財 務 状 況	14
V 令 和 3 年 度 事 業 計 画	15
1. 事 業 計 画	15
2. 経 営 改 善 の 取 組 み 状 況	17
3. 予 定 正 味 財 産 増 減 計 算 書	18
4. 予 定 貸 借 対 照 表	19
5. 予 定 収 入 明 細 書	20
6. 予 定 支 出 明 細 書	20
7. 予 定 事 業 別 収 支	20

I 公社設立の趣旨

神戸市内における水道の円滑な利用の促進と適正かつ合理的な維持管理を行うために必要な事業を行い、もって神戸市水道事業の合理的な運営と市民福祉の向上に寄与するため、一般財団法人神戸市水道サービス公社を設立した。

II 公社の概要

1. 名称 一般財団法人神戸市水道サービス公社

2. 所在地 神戸市須磨区大池町5丁目6番30号

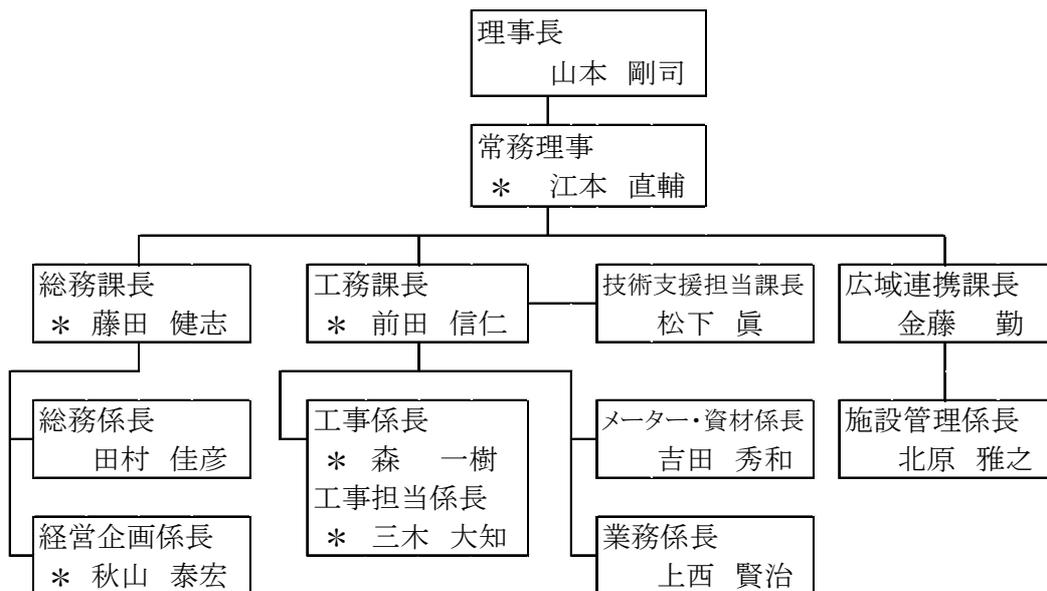
3. 設立年月日

設立許可	昭和40年8月13日
設立登記	昭和40年8月26日
名称変更登記	昭和60年7月22日
名称変更登記	平成25年4月1日

4. 出捐金 110,000千円

出捐者	出捐年度	出捐理由	出捐額
神戸市	昭和40年度	設立のため	5,000千円
神戸市	昭和46年度	事業量増大に対処するため	5,000千円
神戸市	平成21年度	経営基盤強化のため	100,000千円

5. 機構



*は神戸市水道局派遣職員

6. 役職員数（常勤）

令和3年7月1日現在（単位：人）

課 \ 区分	常勤 役員	課長級	係長級	事務 職員	技術 職員	嘱託 職員	計
総務課	2(1)	1(1)	2(1)	3		2	10(3)
工務課		2(1)	4(2)	3	3(1)	11	23(4)
広域連携課		1	1		5	4	11
計	2(1)	4(2)	7(3)	6	8(1)	17	44(7)

() 内は神戸市水道局派遣職員数で内数

7. 評議員及び役員

(1) 評議員

氏名	備考
瓦田 太賀四	園田学園女子大学 経営学部長
藤原 正廣	京町法律事務所 弁護士
三宅 雅也	神戸商工会議所 総務部 部長
山本 泰生	神戸市 水道局長

(2) 役員

役職名	氏名	備考
理事長	山本 剛司	
常務理事	江本 直輔	神戸市 水道局担当部長
理事	大寺 直秀	(一財)神戸すまいまちづくり公社 専務理事
理事	山端 恵実	神戸市 水道局副局長
監事	杉本 亨	(株)みなと銀行 地域戦略部 理事 部長
監事	和氣 大輔	公認会計士

Ⅲ 定款

一般財団法人 神戸市水道サービス公社定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人神戸市水道サービス公社（英語名 Kobe Water Service Corporation）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、神戸市内における水道の円滑な利用の促進と適正かつ合理的な維持管理を行うために必要な事業を行うとともに、その技術的能力を活用して国内外の水道事業を支援し、もって神戸市水道事業の合理的な運営と市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 水道事業に関する調査研究
- (2) 住宅団地の受水装置の適正管理啓発及び維持管理業務の受託
- (3) 水道事業の事務、工事及び管理業務の受託
- (4) 簡易水道の経営及び技術相談
- (5) 国内外の水道事業の事業者への技術指導及び助言等
- (6) 労働者派遣事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予定損益計算書等)

第6条 この法人の事業計画書、予定損益計算書及び予定貸借対照表については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長（第20条に規定する理事長をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第7条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配禁止)

第8条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第9条 この法人に評議員3名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

(評議員の任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任される者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第12条 評議員に対して、各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、一般法人法第194条第1項の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員の中から選出された2名が、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員を設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上7名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の一部免除)

第27条 この法人は、一般法人法第198条において準用する一般法人法第111条第1項の賠償責任について、理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは一般法人法第198条において準用する一般法人法第113条に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が

出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第33条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第22条第4項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第36条 この法人は、この法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立の登記の日に就任する理事は、次に掲げる者とする。
神田勉、山本裕光、中川欣哉、水口和彦
- 4 この法人の最初の理事長は神田勉、常務理事は山本裕光とする。
- 5 この法人の設立の登記の日に就任する監事は、次に掲げる者とする。

和氣大輔

附 則

この定款は、令和3年3月17日より施行する。

IV 令和2年度事業報告

1. 事業報告

昭和60年に市民皆水道が達成され、公社事業は従来の管工事主体から水道メーターの検針・徴収業務、施設管理など管理的業務に重点を移してきたが、これらの業務に競争性が導入されたことに伴い、公社の核となる事業を、水道施設の設計・積算・工事監督等の技術的業務にシフトさせていけるよう、新規事業の受託に努めた。また、近隣の水道事業体等からの事業受託の拡大に向けて、広域展開の取り組みも進めた。

(1) 期間満了メーターの取替

計量法により検定有効期間が8年と定められている水道メーターについて、中部センター管内で期限到来前に取り替えた。

事業量 22,317件（撤去含む）

また、期間満了メーターのうち、様々な理由により取替が行えず、検定期間を超えたメーター（取替困難メーター）について、調査及び勸奨の業務を行った。

(2) 水道施設の管理

① 「神戸市水の科学博物館」の管理運営

水道事業に関する知識の普及及び啓発を図ることを目的として、歴史的建造物である「奥平野浄水場旧急速ろ過場上屋」に設置された「神戸市水の科学博物館」の管理運営業務を行った。（令和2年10月以降は休館、令和3年3月に廃止）

② 水道施設用地の草刈・植栽の剪定業務の監理

水道施設用地の草刈及び樹木の剪定業務の調整・監督等を行った。

③ その他

淡路島への暫定給水に伴う神戸市側（明石海峡大橋添架管を含む。）の送水管及び淡路島内の一部送水施設の維持管理を淡路広域水道企業団からの受託により行った。また、宝塚市上水道施設の保守管理（令和3年5月まで実施）を宝塚市上下水道局からの受託により行った。

(3) 設計・工事関連業務

① 鶴越墓園インフラ再整備工事

鶴越墓園内の給水管更新及び道路舗装補修工事を実施した。

② 工業用水道メーター更新作業監理委託

工業用水道メーターの調査及びメーター更新作業の監理を行った。

③ 水道施設各所防草対策工事等

草刈作業の必要がある施設の舗装やコンクリート張り、防草シートの設置工事の工事発注・工事監督を行った。

④ 水管橋塗装更新工事の監理

神戸市水道局が維持管理する水管橋の塗装の劣化状況等を調査し、塗装更新が必要な水管橋の設計、工事発注及び工事監督を行った。

⑤ 防火水槽新設工事の監理

公園内に防火水槽を新設する工事の工事発注及び工事監督を行った。

⑥ 住宅給水直結化設計

神戸すまいまちづくり公社の管理する4住宅の給水直結化を検討し、水理計算等の簡易設計を行い、神戸市水道局と事前協議を行った。

⑦ 新須磨水族館給水基本計画策定業務

新たに建替えられる新水族館の建築計画に合わせて、既設給水管の廃止や給水管の新設引込みの計画を行い、神戸市水道局と事前協議・確認書を交換する業務を民間企業より受託した。

(4) 調査・支援等業務

① 受水槽の適正管理等

適正な管理が円滑に実施されるよう検査機関として定期検査等を実施した。

② 指定給水装置工事事業者の更新事務

水道法に基づく指定給水装置工事事業者の更新受付事務を行った。

③ 指定給水装置工事事業者講習会開催事務

厚生労働省通知に基づき各事業体において開催される「指定給水装置工事事業者講習会」を日本水道協会兵庫県支部から受託した。新型コロナウイルスの影響で参集型での開催は中止となり、テキストを配布して習得状況の効果測定を行った。

(5) その他業務

① 駐車場の経営

公社所有用地を活用して事業を行った。

② 給水管データ更新業務

給水管等の維持管理に必要な給水管データの追加、修正を管路情報管理システムにより行った。

③ 給水設計台帳システム管理業務

水道局各センターにおいて、給水設計書・各種承諾書の入力を行った。

④ 集合住宅の漏水修繕等

宅内水まわりの相談窓口として「集合住宅の水回り相談センター」を設置し、集合住宅の漏水修繕、水道設備改修に関するアドバイス・コンサルティング等を行った。

2. 正味財産増減計算書-

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

(単位:円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	494,699,039	営業収益	494,187,771
期間満了メーター取替事業費	79,623,933	期間満了メーター取替事業収益	119,296,600
施設管理事業費	92,006,612	施設管理事業収益	91,505,579
調査・システム管理等事業費	162,773,680	調査・システム管理等事業収益	202,528,592
管工事事業費	76,031,128	管工事事業収益	80,857,000
一般管理費	84,263,686		
営業外費用	494,290	営業外収益	437,712
雑損失	494,290	受取利息	51,913
		雑収入	385,799
特別損失	0	特別利益	0
その他特別損失	0	その他特別利益	0
合計	495,193,329	合計	494,625,483
※神戸市からの収入		税引前当期純利益	△ 567,846
委託料 456,084千円		法人税等充当額	172,000
		当期純利益	△ 739,846

3. 貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	267,118,326	未払金	82,926,374
未収金	166,674,382	未払費用	3,152,472
貯蔵品	344,951	未払法人税等	172,000
前払金	609,120	前受金	161,700
		預り金	908,138
		賞与引当金	8,850,072
流動資産合計	434,746,779	流動負債合計	96,170,756
2. 固定資産		2. 固定負債	
基本財産		預り保証金	455,280
預金	3,000,000	退職給付引当金	104,608,036
基本財産合計	3,000,000	固定負債合計	105,063,316
その他固定資産		負債合計	201,234,072
構築物	8,545,000	III 正味財産の部	
工具器具備品	11,754,400	1. 一般正味財産	
減価償却累計額	△19,428,155	一般正味財産	256,965,112
土地	10,719,000	正味財産合計	256,965,112
電話加入権	1,862,160		
長期性預金	7,000,000		
その他固定資産合計	20,452,405		
固定資産合計	23,452,405		
資産合計	458,199,184	負債及び正味財産合計	458,199,184

(注) 1. 貯蔵品の評価方法について
移動平均法による。

2. 固定資産の減価償却の方法について
(1)建物、構築物 定額法による。
(2)機械装置、工具器具備品 定率法による。

3. 引当金の計上基準等について

- (1)賞与引当金 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
(2)退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上している。

4. 財 産 目 録
(令和3年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金預金		未払金	
小口現金、釣銭用現金	134,020	職員手当等	79,732,374
普通預金、大口定期預金	266,984,306	消費税精算確定額	3,194,000
未収金		未払費用	
水道局受託料	110,405,230	電気料金、ガス料金、電話料金等	3,152,472
その他の受託料	56,269,152	未払法人税等	
貯蔵品		法人市民税等	172,000
給水材料等	344,951	前受金	
前払金		駐車場使用料	161,700
労働災害総合保険	609,120	預り金	
流動資産合計	434,746,779	源泉所得税及び社会保険料等	908,138
固定資産		賞与引当金	
基本財産		正規職員、常勤嘱託職員	8,850,072
預金		流動負債合計	96,170,756
預金	3,000,000	固定負債	
基本財産合計	3,000,000	預り保証金	
その他固定資産		駐車場保証金	455,280
構築物		退職給付引当金	
駐車場	8,545,000	退職給付引当金	104,608,036
什器備品		固定負債合計	105,063,316
漏水探知機他	11,754,400		
減価償却累計額	△19,428,155		
土地			
西区美穂が丘(駐車場用地)	10,719,000		
電話加入権			
電話加入権	1,862,160		
長期性預金			
長期金利連動型変動金利定期預金	7,000,000		
その他固定資産合計	20,452,405		
固定資産合計	23,452,405	負債合計	201,234,072
資産合計	458,199,184	正味財産	256,965,112

5. 収 入 明 細 書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

(単位:円)

科 目	収 入	内 訳		
		事業収入	受託収入	補助金収入
営業収益	494,187,771	38,103,324	456,084,447	0
期間満了メーター取替事業	119,296,600	0	119,296,600	0
施設管理事業	91,505,579	13,394,588	78,110,991	0
調査・システム管理等事業	202,528,592	24,708,736	177,819,856	0
管工事事業	80,857,000	0	80,857,000	0
営業外収益	437,712	437,712	0	0
特別利益	0	0	0	0
合 計	494,625,483	38,541,036	456,084,447	0

6. 支 出 明 細 書

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

(単位:円)

科 目	支 出	内 訳				
		人件費	物件費	工事費	減価償却費	そ の 他
営業費用	494,699,039	214,799,404	208,156,502	71,557,000	186,133	0
期間満了メーター取替事業	79,623,933	53,358,685	26,158,977	0	106,271	0
施設管理事業	92,006,612	57,401,260	34,576,680	0	28,672	0
調査・システム管理等事業	162,773,680	47,316,573	115,457,107	0	0	0
管工事事業	76,031,128	1,568,128	2,906,000	71,557,000	0	0
一般管理費	84,263,686	55,154,758	29,057,738	0	51,190	0
営業外費用	494,290	0	0	0	0	494,290
特別損失	0	0	0	0	0	0
合 計	495,193,329	214,799,404	208,156,502	71,557,000	186,133	494,290

7. 事 業 別 収 支

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

(単位:円)

科 目	収 入	支 出	収 支
営業損益	494,187,771	494,699,039	△ 511,268
期間満了メーター取替事業	119,296,600	79,623,933	39,672,667
施設管理事業	91,505,579	92,006,612	△ 501,033
調査・システム管理等事業	202,528,592	162,773,680	39,754,912
管工事	80,857,000	76,031,128	4,825,872
一般管理費	0	84,263,686	△ 84,263,686
営業外損益	437,712	494,290	△ 56,578
経常損益	494,625,483	495,193,329	△ 567,846
特別損益	0	0	0
合 計	494,625,483	495,193,329	△ 567,846

8. 財 務 状 況

(単位：千円)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	元 → 2増減	
正味財産増減計算書	一般正味財産増減の部	当期経常増減額	25,875	20,398	▲ 568	▲ 20,966
		経常収益	734,757	649,198	494,625	▲ 154,573
		うち公益	0	0	0	0
		うち公益以外	734,757	649,198	494,625	▲ 154,573
		経常費用	708,882	628,800	495,193	▲ 133,607
		うち事業費（公益）	7,527	7,995	7,697	▲ 298
		うち事業費（公益以外）	674,314	595,367	433,896	▲ 161,471
		うち管理費（公益）	0	0	0	0
		うち管理費（公益以外）	27,041	25,438	53,600	28,162
		評価損益等	0	0	0	0
	当期経常外増減額	0	0	0	0	
	経常外収益	0	0	0	0	
	経常外費用	0	0	0	0	
	法人税、住民税及び事業税	122	226	172	▲ 54	
	当期一般正味財産増減額	25,753	20,172	▲ 740	▲ 20,912	
	一般正味財産期首残高	211,780	237,533	257,705	20,172	
	一般正味財産期末残高	237,533	257,705	256,965	▲ 740	
	指定正味財産	当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
		指定正味財産増加額	0	0	0	0
		指定正味財産減少額	0	0	0	0
うち一般正味財産への振替額		0	0	0	0	
指定正味財産期首残高		0	0	0	0	
指定正味財産期末残高		0	0	0	0	
正味財産期首残高	211,780	237,533	257,705	20,172		
当期正味財産増減	25,753	20,172	▲ 740	▲ 20,912		
正味財産期末残高	237,533	257,705	256,965	▲ 740		
貸借対照表（B/S）	資産合計	578,254	512,498	458,199	▲ 54,299	
	流動資産	554,355	489,673	434,747	▲ 54,926	
	固定資産	23,899	22,825	23,452	627	
	うち建物	0	0	0	0	
	負債合計	340,722	254,793	201,234	▲ 53,559	
	流動負債	217,106	130,165	96,171	▲ 33,994	
	うち短期借入金	0	0	0	0	
	固定負債	123,616	124,628	105,063	▲ 19,565	
	うち長期借入金	0	0	0	0	
	正味財産合計	237,533	257,705	256,965	▲ 740	
指定正味財産	0	0	0	0		
一般正味財産	237,533	257,705	256,965	▲ 740		

V 令和3年度事業計画

1. 事業計画

(1) 期間満了メーターの取替

計量法により検定有効期間が8年と定められている水道メーターについて、中部センター管内で期限到来前に取り替える。

事業量 6千個

(2) 水道施設の管理

① 水道施設用地の草刈・植栽の剪定業務の監理

水道施設用地の草刈及び樹木の剪定の調整・監督等を行う。

② その他

淡路島への暫定給水に伴う神戸市側（明石海峡大橋添架管を含む。）の送水管及び淡路島内の一部送水施設の維持管理を淡路広域水道企業団からの受託により行う。また、宝塚市上水道施設の保守管理を宝塚市上下水道局からの受託により行う。（令和3年5月で終了）

(3) 設計・工事関連業務

① 鶴越墓園インフラ再整備工事

設置以来、老朽化が著しい鶴越墓園内の給水管等水道施設の再整備工事に係る、発注関係事務及び工事監督を行う。（5年目）

② 工業用水道メーター更新作業監理委託

令和3年度メーター更新作業の管理、メーター設置後の現場対応・問い合わせ対応・調査等を行う。

③ 水道施設各所防草対策工事等

草刈作業の必要がある施設の舗装やコンクリート張り、防草シートの設置工事の工事発注・工事監督を行う。

④ 水管橋塗装更新工事の監理

神戸市水道局が維持管理する水管橋の塗装の劣化状況等を調査し、塗装更新が必要な水管橋の設計、工事発注及び工事監督を行う。

⑤ 住宅の給水管更新工事等

一般財団法人神戸すまいまちづくり公社の管理する住宅の給水管更新の工事発注及び工事監督を新たに行う。

⑥ 各所防草対策詳細設計

令和3年度に施工予定の3箇所及び令和4年度以降に施工を予定している4箇所の防草対策工事詳細設計を新たに行う。

⑦ 第二神明送水管充填工事

第二神明道路（西日本高速道路株式会社管理）に埋設された送水管のうち、現在使用していない区間の管内に貧配合コンクリートを充填する工事を新たに行う。

⑧ 縦断輻輳管統合工事

道路内に埋設された複数の給水管を統合するため、配水管を埋設する工事を新たに行う。

(4) 調査・支援等業務

① 水・インフラ整備に関する国際貢献

水・インフラ整備の海外展開を志向する地元企業等からの支援要請に基づき、事業計画、施設整備、事業運営、維持管理運営、危機管理等に関するアドバイス・コンサルティング等を行う。また、水道局とともに取り組んでいる水インフラ事業の一環として、JICA課題別研修の業務を受託し、都市上水道の浄水・水質に関する研修を行う。

② 受水槽の適正管理等

定期検査の実施推進など受水槽の適正管理とともに直結給水化も含めて啓発活動を行う。

③ 国内事業体支援

県下の水道事業体が抱える体制縮小・技術継承などの課題に対応するため、事業体の新たなニーズを把握しながら、公社の技術力を活かした業務受託を目指す。

④ 指定給水装置工事事業者更新受付事務

指定給水装置工事事業者の更新受付事務を行う。

⑤ 指定給水装置工事事業者講習会開催事務

厚生労働省通知により各事業体において開催される「指定給水装置工事事業者講習会」の開催事務について、兵庫県下すべての事業体で行う。

(5) その他業務

① 駐車場の経営

公社所有用地を活用した事業を行う。

駐車可能台数 26台

② 給水管データ更新業務

給水管等の維持管理に必要な給水管データの追加、修正を管路情報管理システムにより行う。

③ 給水設計台帳システム管理業務

水道局各センターにおいて、給水設計書・各種承諾書の入力を行う。

2. 経営改善の取組み状況

一般財団法人神戸市水道サービス公社は、昭和40年に、水道局の全額出捐により設立された。

昭和60年に神戸市において市民皆水道が達成されたのを契機に、公社の事業も管工事主体から水道メーターの検針・徴収業務・メーター取替業務に重点を移し、主要3事業としてきたが、これらの業務にも順次競争性が導入されることになり、前中期経営計画期間中（平成26年度～平成30年度）においても事業構造の変革を進める必要が生じた。

具体的には、主要3事業の業務量減少に応じて、執行体制の見直しなどの取り組みを行うとともに、公社の現状や事業の将来性など様々な観点から検討した結果、水道局や周辺の水道事業体などでニーズの高い工事監理（設計・積算・監督）業務に着手し、また、水道法の改正に関連する業務についても事業化を検討するなど、事業構造の変革に取り組んできた。

このような状況を踏まえて、令和2年3月に策定した新たな中期経営計画2023（令和2年度～令和5年度）においては、今後も水道局の諸課題に対応し、補完することが公社の役割（＝パートナー）であるという考えのもと、経営の継続的安定化、広域連携・他事業体の支援など技術的業務等の事業拡大、ガバナンスの強化を目標として掲げており、公社の核となる事業を従来の管理的業務から技術的業務にシフトさせていくことを前提に、行動計画、人員計画、収支計画を策定しており、引き続き、計画に掲げている人材確保・育成など体制整備に取り組んでいく。

また、今後とも業務量に見合った効率的な執行体制の構築を進めていく一方で、非常勤嘱託職員・高齢嘱託職員の活用など、当公社の経常費用の約4割を占める人件費の削減に努め、あわせて、一層の物件費の削減、業務効率向上策の実施等、徹底した合理化、効率化を推進するなど、あらゆる経営改善策を積み重ねることにより、神戸市水道事業の効率的な運営を図る上で、一定の役割を担っていく。

〔令和3年度経営改善策〕

- (1) 人件費の抑制・削減
 - ・給料表の見直しを実施
- (2) 効率的執行体制の確立
 - ・業務量に見合った効率的な執行体制の構築
- (3) 新規事業の開拓
 - ・水道局以外の部局や他都市等からの新規事業の開拓
- (4) 人材の確保・育成
 - ・中期経営計画の実現と公社の将来を担うための人材の確保・育成

3. 予定正味財産増減計算書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

(単位:千円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	490,047	営業収益	496,117
期間満了メーター取替事業費	72,744	期間満了メーター取替事業収益	85,300
施設管理事業費	59,935	施設管理事業収益	48,669
調査・システム管理等事業費	198,467	調査・システム管理等事業収益	259,248
管工事事業費	98,599	管工事事業収益	102,900
一般管理費	60,302		
営業外費用	300	営業外収益	402
雑損失	300	受取利息	100
		雑収入	302
特別損失	6,000	特別利益	0
その他特別損失	6,000	その他特別利益	0
合計	496,347	合計	496,519
※神戸市からの収入		税引前当期純利益	172
委託料 459,127千円		法人税等充当額	172
		当期純利益	0

4. 予定貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	212,038	未払金	115,412
未収金	228,429	未払費用	2,431
貯蔵品	348	未払法人税等	122
前払金	422	前受金	116
リース資産	3,476	預り金	461
		賞与引当金	8,850
		リース債務	3,476
流動資産合計	444,713	流動負債合計	130,868
2. 固定資産		2. 固定負債	
基本財産		預り保証金	293
預金	3,000	退職給付引当金	79,153
基本財産合計	3,000	固定負債合計	79,446
その他固定資産		負債合計	210,314
構築物	8,545	III 正味財産の部	
工具器具備品	11,914	1. 一般正味財産	
減価償却累計額	△19,734	一般正味財産	257,705
土地	10,719	正味財産合計	257,705
電話加入権	1,862		
長期性預金	7,000		
その他固定資産合計	20,306		
固定資産合計	23,306		
資産合計	468,019	負債及び正味財産合計	468,019

※上記予定貸借対照表は、令和3年3月現在で作成しており、令和2年度の確定決算額に置きなおした場合、正味財産は、256,965千円となる。

5. 予定収入明細書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

(単位:千円)

科 目	収 入	内 訳		
		事業収入	受託収入	補助金収入
営業収益	496,117	36,990	459,127	0
期間満了メーター取替事業	85,300	0	85,300	0
施設管理事業	48,669	12,840	35,829	0
調査・システム管理等事業	259,248	12,150	247,098	0
管工事事業費	102,900	12,000	90,900	0
営業外収益	402		0	0
特別利益	0		0	0
合 計	496,117	36,990	459,127	0

6. 予定支出明細書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

(単位:千円)

科 目	支 出	内 訳				
		人件費	物件費	工事費	減価償却費	そ の 他
営業費用	490,047	212,731	82,310	194,700	306	0
期間満了メーター取替事業	66,317	48,780	17,537	0	0	0
施設管理事業	54,829	44,182	10,618	0	29	0
調査・システム管理等事業	187,252	62,830	16,322	108,100	0	0
管工事事業	97,126	4,317	6,209	86,600	0	0
一般管理費	84,523	52,622	31,624	0	277	0
営業外費用	300	0	0	0	0	300
特別損失	0	0	0	0	0	0
合 計	490,347	212,731	82,310	194,700	306	300

7. 予定事業別収支

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

(単位:千円)

科 目	収 入	支 出	収 支
営業損益	496,117	490,047	6,070
期間満了メーター取替事業	85,300	66,317	18,983
施設管理事業	48,669	54,829	△ 6,160
調査・システム管理等事業	259,248	187,252	71,996
管工事事業費	102,900	97,126	5,774
一般管理費		84,523	△ 84,523
営業外損益	402	300	102
特別損益	0	6,000	△ 6,000
合 計	496,519	496,347	172